

令和5年7月14日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録  
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第7回）議事録

1. 開催日時 令和5年7月14日（金曜日）午後3時55分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡部 五一郎	17番 伊藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅原 文 克
6番 小野 晃 一	19番 佐藤 秀 孝
7番 大瀧 浪 雄	20番 佐藤 源 樹
8番 小松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小松 幸 夫	22番 伊藤 剛
10番 佐藤 順	23番 吉尾 麻 美
11番 佐藤 崇	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程第1号 令和5年7月14日（金曜日） 午後3時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第52号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等  
促進計画案に対する意見について

第 7. 議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借  
権設定の件

第 8. 議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設  
定の件

第 9. 議案第58号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につい  
て

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英 樹	次 長	小松 幸 月
農政班長	三 保 敦	農地班長	二見 真 之
主 査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋藤 身 子
主任(矢島庶務班)	柴 田 雄太郎	主事(岩城庶務班)	田 口 健

班長(由利庶務班)	小助川 健 志	主事(大内庶務班)	工 藤 智 浩
主事(東由利庶務班)	高 橋 琉 誠	班長(西目庶務班)	鈴 木 優 人
主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士		

#### 8. 総会議長

佐 藤 系 悦

#### 9. 議事録署名委員

20番 佐 藤 源 樹

21番 庄 司 和 夫

#### 10. 会議の概要

##### ○議長

これより令和5年7月3日公示招集されました、令和5年第7回総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第52号から議案第58号までの計7件であります。

##### ○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

##### ○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、20番佐藤源樹委員、21番庄司和夫委員の両名を指名いたします。

##### ○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

##### ○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

##### ○議長

日程第4、議案第52号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

##### ○事務局

(議案第52号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。その後、補足として次の通り説明する)

今回、譲渡人である法人の敷地の一部に、譲受人が所有する宅地が含まれていることが判明し、譲渡人が所有する農地と交換することで合意したため申請に至ったものです。

通常、法人が農地を所有するには農地所有適格法人である必要があるところ、譲渡人は農地所有適格法人ではないことから、どのような経緯で農地を所有するに至ったか疑問が生じるところであります。

このため、申請地の全部事項証明書を確認したところ、昭和55年10月30日に譲渡人が売買により取得しており、この際は地目が宅地であったことから農地法の規制が及ぶところではありませんでした。

その後、分筆を経て現在の地番地積となり、平成17年4月11日に国土調査により地目が田に変更されたことから、譲渡人が農地を所有するに至ったことが確認できました。

許可後は申請地に隣接する農地を所有する譲受人が農地として活用することになります。

以上です。

#### ○議長

議案第52号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第52号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

#### ○議長

日程第5、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

#### ○事務局

(議案第53号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

#### ○議長

議案第53号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第53号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第54号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第54号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第54号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第55号について、計画の内容は議案書記載の通りで、前の受け手の理由により秋田県農業公社の貸付を解約したため、新たな受け手へ再配分するものであり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第55号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第55号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第56号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第56号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、都

市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であること、資金計画等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。）

○議長

議案第56号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

（議案第56号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第56号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第56号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第56号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案56号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第57号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第57号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画、「農用地区域内農地」は、原則として転用許可できないが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。）

○議長

議案第57号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(議案第57号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第57号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第57号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第57号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案57号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第58号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、議案第58号1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第58号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は山間部の作業道の脇に位置し、60年近く耕作しておらず、周辺の杉林と一体化し、山林化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第58号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(議案第58号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第58号2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第58号2番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は周囲が山林で囲まれており、ここ数年耕作しておらず、雑木等が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元しても継続的な利用が見込まれないと判断され、農地法第2条の農地に該当しないも

のと思われる旨説明する。)

○議長

議案第58号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番佐藤源樹委員。

○20番・佐藤源樹委員

(議案第58号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元しても継続的な利用が見込まれないため、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第58号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第58号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時18分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 佐藤系悦

議事録署名委員 佐藤源樹

議事録署名委員 庄司和夫

